平成27年8月25日

意 見 書

高 芝 利 仁

1、中間とりまとめ(案)について

4頁の上から5行目の「このような議論の結果、」の後に「頭書の意見 a 、 を除き、」を加筆されたくお願いいたします。

(理由)

議論の結果、頭書の意見も「意見の一致」に収斂されたかのような 印象を招くことがないように、頭書の意見は維持されていることを明 らかして頂く趣旨です。

(意見の補充)

以前のご報告では、権利取引のトラブル事例のうち、架空性が指摘 される可能性のある取引や必要な登録や許認可を受けていない違法な 取引等は3割位を占める可能性があるとのことであったと思います。

このように、架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や 許認可を受けていない違法な取引等が一定程度ありうるということに なると、権利について指定制を撤廃した場合、特商法の枠組み、本質、 構造に影響を与えかねないと考えられます。

1 1 頁の脚注 2 0 の大臣答弁の引用は、場合により、誤解を生じる可能 b、 性があることを懸念いたしますので、11頁のウの最初の中黒の本文8~ 1 1 行目の「『勧誘行為開始後に消費者が契約を締結しないという意思を 示した場合に、これを無視して行うことを悪質な勧誘』と捉えた平成20 年改正の考え方は消費者の意思が明確であれば、接触後の拒否か接触前の 拒否かによって本質的な違いはないという意見があった。」との記載が加 入されるのであれば、「一方で、この考え方は、勧誘行為が行われた後に、 消費者が契約を締結しない旨の意思を表示した後も、当該契約の勧誘を継 続して行う類型(再勧誘)について示したものであり、勧誘行為が行われ る前の議論を念頭においたものではないとの意見があった。」と追記され たくお願いいたします。

(理由)

平成20年の大臣答弁は、「勧誘行為が行われた後に、消費者が契

約を締結しないという意思を表示した場合に、その後に当該契約の 勧誘を継続すること」に関するものです。

このように、平成20年の質疑は、

- (1) 当初行われた勧誘にかかる当該契約についての勧誘を、消費者 が契約を締結しない旨の意思を表示した後も、継続して行う類型 (再勧誘)についてのものであること
- (2) 今回行われている議論(勧誘行為が行われる前の議論)を念頭 において行われたものではないこと

等からして、平成20年の大臣答弁の引用は、場合により、誤解を生 じる可能性があることを懸念いたします。

そこで、平成20年の大臣答弁を引用する場合は、上記のとおり、 意見の加筆をお願いいたします。

c、 24頁の(4)の「一定の従業員名簿や取引関係書類等の作成及び備付け」の義務化は、事業者の負担、違反に対する行政処分・罰則の適否等を 踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられます。

(理由)

第5回の調査会では、書類の作成、備置きを義務付けている法律として、自動車運転代行業者の例を挙げていますが、自動車運転代行業の業界に比べ、訪問販売業や通信販売業の業界は格段に広いと考えられますので、自動車運転代行業の例を参考に、特商法においても義務化することの当否を検討するに当たっては、慎重に行う必要があると考えられます。